国立大学法人高知大学電気工作物保安規程

（平成16年４月１日
規 則 第 １１０ 号）

最終改正　平成24年３月30日規則第119号

第１章　総則

（目的）

第１条　国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第１項の規定に基づき、この規程を定める。

（団地）

第２条　電気工作物を設置する団地は、次のとおりとする。

(1)　朝倉団地　高知市曙町二丁目５番１号

(2)　小津団地　高知市小津町10

(3)　田島団地　高知市朝倉丙252

(4)　中通団地　高知市朝倉東町46番33号

(5)　井の尻団地　土佐市宇佐町井の尻194

(6)　物部団地　南国市物部乙200

(7)　物部団地（海洋コア総合研究センター）　南国市物部乙200

(8)　岡豊団地　南国市岡豊町小蓮

（法令及び規程の遵守等）

第３条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を総括管理する本学学長（以下「管理者」という。）、職員及び電気工作物の工事、維持又は運用及び保安業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

２　電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他の法令に基づき、この規程を定める。

３　電気事業法施行規則第52条第２項に基づき電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）を締結して、中国四国産業保安監督部長から電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）の保安管理業務外部委託承認を受けた団地にあっては、この規程にかかわらず第５条第２項の規程を除き委託契約者と協議して定める規定による

ことができる。

（細則の制定等）

第４条　この規程を実施するため必要と認められる場合は、別に細則を制定するものとする。

２　この規程の改正又は前項に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第２章　保安業務の運営管理体制

（保安業務の管理）

第５条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は、管理者が保安業務を適正に遂行するため、主任技術者を選任してその監督にあたらせるものとする。

２　電気工作物の保安に係る業務の分掌及び保安の業務を円滑に遂行するための管理組織は、別表第１のとおりとする。

（主任技術者の職務）

第６条　主任技術者は、管理者を補佐し、次の各号に掲げる保安監督の職務を行う。

(1)　電気工作物に係る保安教育に関すること。

(2)　電気工作物の工事に関すること。

(3)　電気工作物の保守に関すること。

(4)　電気工作物の運転操作に関すること。

(5)　電気工作物の災害対策に関すること。

(6)　電気工作物の保安業務の記録に関すること。

(7)　電気工作物の保安用機材及び書類の整備に関すること。

２　主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（保安業務の運営）

第７条　電気工作物に係る保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　電気工作物の保安に関する主任技術者の意見は、尊重するものとする。

３　法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

４　所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

（職員・従事者の義務）

第８条　従事者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在時の措置）

第９条　主任技術者は、病気その他やむを得ない事情により、不在となる場合には、その業務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

２　代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第10条　管理者は、人事上異動を必要とするとき、又は主任技術者が保安監督の職務を行うのに不適当と認められるときは、解任することができるものとする。

第３章　保安教育

（保安教育）

第11条　主任技術者は、電気工作物の保安業務に従事する者に対し、本学の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行わなければならない。

（保安に関する訓練）

第12条　主任技術者は、電気工作物の保安業務に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ指導訓練を行うものとする。

第４章　工事計画及び実施

（工事計画）

第13条　電気工作物の設置改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

２　電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）は、主任技術者の参画のもとに、これを立案するものとする。

（工事の実施）

第14条　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

２　電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者において検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

第５章　使用前事業者検査

第15条　設置者は法令に基づく使用前事業者検査に関して、主任技術者の保安監督のもと

に実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること、及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を５年間保存しなければならない。

２　設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導、監督のもとに必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

第６章　保守

（巡視、点検、測定）

第16条　電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第２に定める基準に従い、計画的に実施するものとする。

第17条　巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第18条　事故その他、異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第７章　運転又は操作

（運転又は操作等）

第19条　主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序、方法等について、定めておかなければならない。

２　主任技術者若しくは代務者又はその他の保安業務に従事する者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

３　前項の報告若しくは連絡すべき事項並びに経路を受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

４　受電用遮断器、開閉器等の操作にあたっては、必要に応じて本学が電力需給を契約している電気事業者（以下「電気事業者」という。）の事業所と連絡して行うものとする。

第８章　発電設備の長期間停止

（長期間停止）

第20条　発電設備を相当長期間にわたり停止する場合には、次の措置等必要な対策を講ずるものとする。

(1)　主要機器の点検手入れを行い、必要個所に防塵、防錆、防湿対策を行う。

(2)　休止により相当期間停止後の運転を開始する場合は、休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部を分離するものとする。

(3)　常用発電設備と非常用発電設備が併用のものは、発電設備を相当期間にわたり停止する場合、非常用として常に機能するよう主要機器の点検手入れを行う。また、長期間運転停止中であっても非常用発電設備としての法定機能は、確保するものとする。

（発電設備の運転の開始）

第21条　発電設備を相当期間にわたり停止した後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期すものとする。

第９章　災害対策

（防災体制）

第22条　非常災害その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するため適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

２　主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

３　主任技術者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第10章　記録

（記録並びに保存）

第23条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第３に定めるところにより記録し、これを２年間保存しなければならない。

２　主要電気機器の補修記録は、別表第４に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第24条　法定事業者検査の結果は、法令に基づき記録し、保存するものとする。

第11章　責任の分界

（責任の分界点）

第25条　本学に設置する電気工作物と電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産分界点は、電力需給契約書によるものとする。

第12章　整備その他

（危険の表示）

第26条　受電室その他、高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれ

のあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けなければならない。

（設計図書並びに手続書類等の整備）

第27条　電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書並びに関係官庁電気事業者等への手続書類は、必要な期間整備保存するものとする。

附　則

この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年７月１日規則第549号）

この規程は、平成17年７月１日から施行する。

附　則（平成20年３月26日規則第127号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日規則第107号）

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月15日規則第70号）

この規程は、平成24年３月15日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第119号）

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

高知大学電気工作物保安管理組織

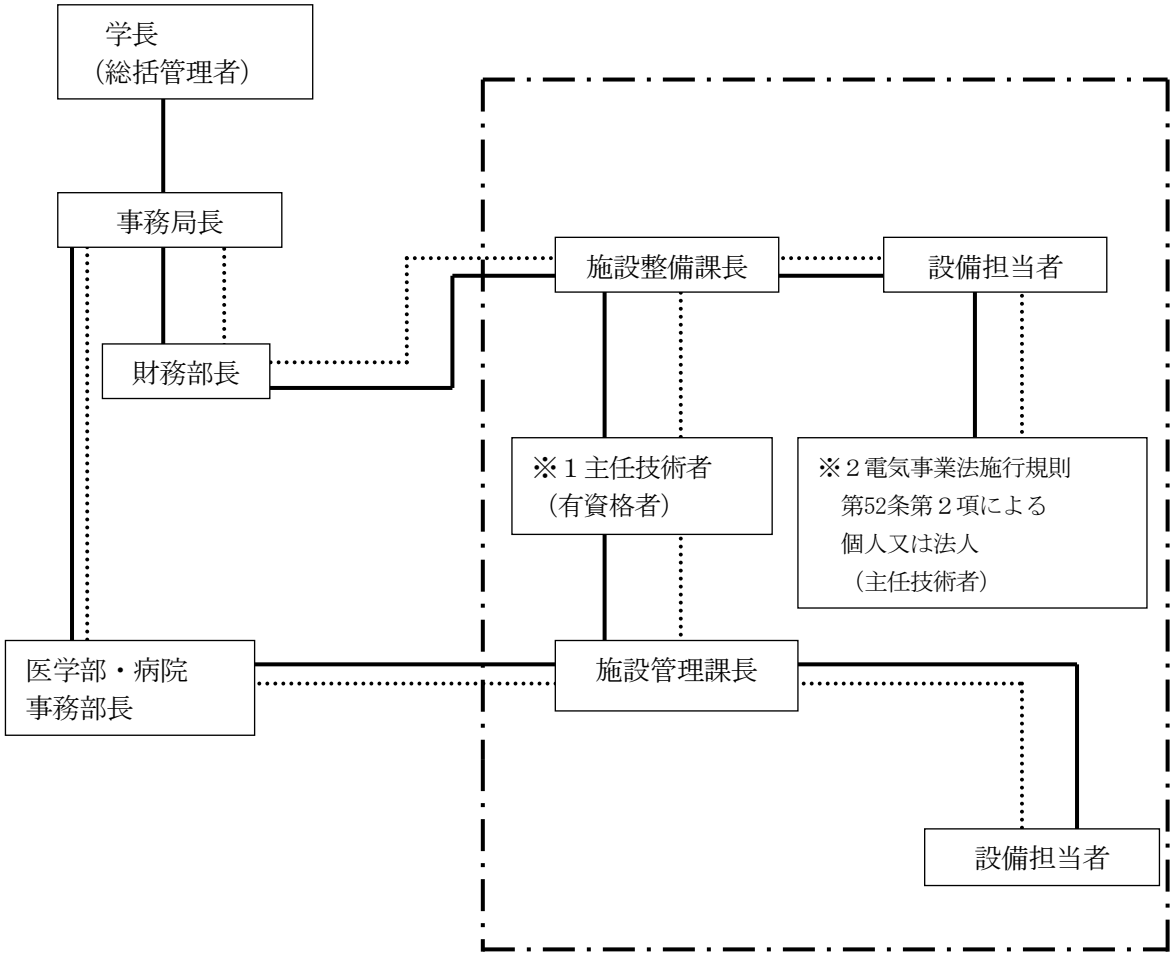

―――― 指揮命令系統を示す。
…… 連絡系統を示す。
―・―・― 主任技術者及び代務者選任範囲を示す。

※　１　第３条第３項による団地は適用しない。
※　２　第３条第３項による団地のみ適用する。

別表第２（第16条関係）

電気工作物保安のための巡視、点検及び測定に関する基準

１　一般点検（目視による運転中の施設を点検する。）

(1)	構内電線路の巡視、点検	１回／年
(2)	受電用構築物の点検	１回／月
(3)	高圧配電盤の点検	１回／月
(4)	高圧機器の点検	１回／月
(5)	低圧、配分電盤の点検	１回／月
(6)	蓄電池設備の点検	１回／６月
(7)	低圧配線の巡視、点検	１回／月
(8)	電気使用機器の点検	１回／月
(9)	自家用発電機の点検	１回／月
(10)	特別高圧引込ケーブルの巡視点検	１回／年

２　定期点検（施設を停止して点検する。）

(1)	特別高圧受変電設備の絶縁抵抗測定 （特別高圧引込ケーブルを除く。）	１回／３年
(2)	高圧受変電設備、低圧回路の絶縁抵抗測定	１回／年
(3)	各電気工作物の接地抵抗測定	１回／年
(4)	地絡継電器の動作試験	１回／年
(5)	過電流継電器の動作試験	１回／年
(6)	電圧継電器の動作試験	１回／年
(7)	自家用発電機の系統連係保護装置試験	１回／年

３　精密点検（施設を停止して点検する。）

(1)	変圧器の内部点検	必要の都度
(2)	遮断器等の内部点検	必要の都度
(3)	絶縁油の絶縁耐力試験及び酸価測定	必要の都度

別表第３（第23条関係）

電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録

記録事項

１　別表第２に定める定期業務及び臨時点検及び測定の結果

２　法令に基づく事故報告のほか、次の電気事故に関すること。

(1)　受電用及び配電用自動遮断器が動作し構内設備が停電した場合は、その日時、原因及び対策

(2)　変圧器の１次側及び２次側ヒューズが遮断した場合、その日時、原因及び対策

(3)　次に掲げる電気工作物が損傷又は破壊により機能を著しく低下し、又はそう失した場合は、その日時、原因及び対策

変圧器、高圧進相コンデンサー、高圧低圧電線路の電線及び支持物、避雷器、高圧電動機、自家用発電機

(4)　補修工事

電気工作物の補修工事を施工した場合、その内容

別表第４（第23条関係）

電気機器の設備台帳

設備台帳の区分	記録事項
変圧器	１　定格 ２　設置年月日 ３　補修年月日 ４　補修の原因・内容
高圧用遮断器	
高圧進相コンデンサー	
避雷器	
自家用発電機	
ガス絶縁開閉装置	